



第3回 特許法の保護対象

技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ)

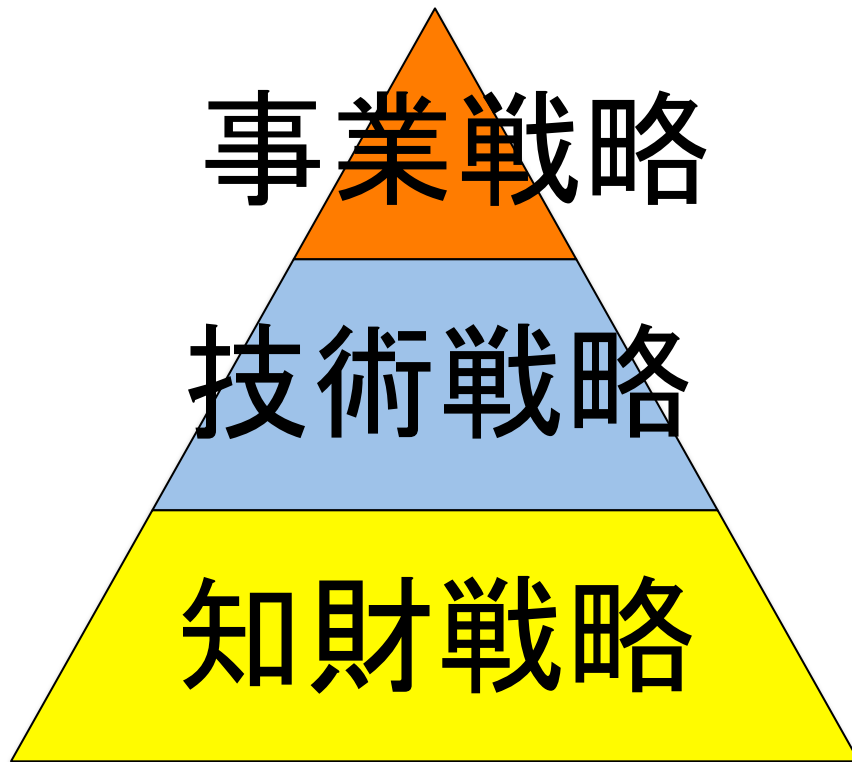
の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的制度
- 第9回 著作権法の基礎知識
- 第10回 カラオケ法理
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理
- 第12回 営業秘密の法的保護
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制
- 第14回 知的財産戦略、著作権法2009年改正
- 第15回 ウェブサイト開設に伴う問題

技術開発と技術戦略

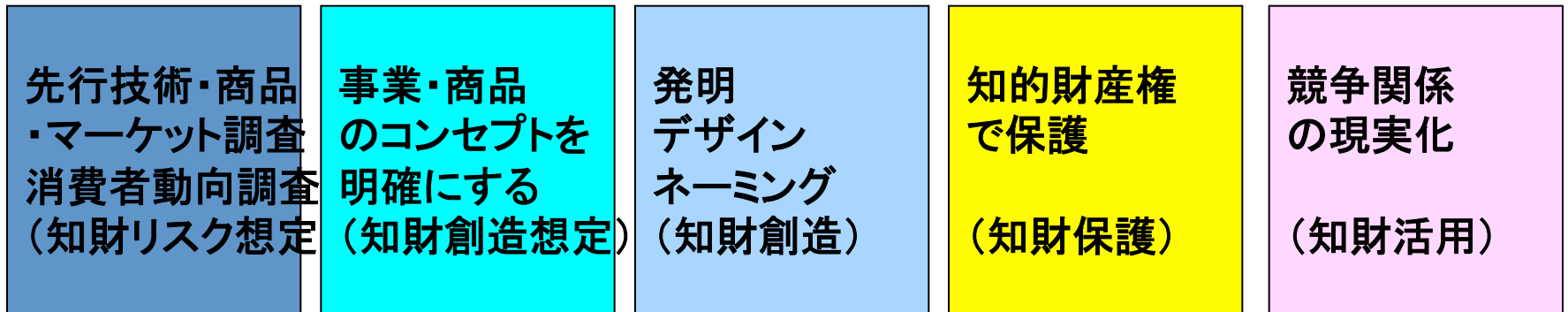


- 戦略とは、経営資源の再配分
- 技術戦略は事業戦略に従い、技術開発に技術戦略に沿って遂行される。
- 開発成果は事業戦略に資するよう、知財戦略に従い活用される。

技術開発の前にコンセプト創造



ステップ4になって、はじめて知財のことを考えるのでは、遅い



ステップ1で、知財視点で企画し、ステップ2で知財視点を入れてコンセプト創造をし、ステップ3で、知財視点で開発し、その成果をステップ4で確実に保護し、ステップ5で優位性を確保・・・知財権で保護できない場合どうするかも、知財視点で考える。

コンセプト創造

コンセプトとは、全体を貫く基本的概念

- 顧客に提供する商品・サービスのコンセプトを創造し、それに必要な技術を開発する。
- 旭山動物園のコンセプト・・・行動展示
- 空飛ぶペンギン・・・・・・・・ペンギンが泳ぐ姿を水中の下から見せる・・・プールの中を貫通する透明チューブを作り、鑑賞通路とした。



ソフトシステムズ方法論

- XYZ公式＝Zを達成するために、YによってXを行うシステム
- 旭山動物園の「行動展示」をXYZ公式で表現
- 動物の自然な生態を見てもらうために、動物の行動を中心にすることによって、鑑賞者の立ち位置・動線を変えることができるようにした展示システム

ソフトシステムズ方法論

- 手法(システム思考に基づく)
 - 1. 問題状況を現すリッチピクチャを描く
 - 2. リッチピクチャから課題や論点を明確にする
 - 3. 課題または論点に対する意図的活動のもとになる基本定義を創る
 - 4. 基本定義から概念モデルを構築する
- XYZ公式は、発明の目的・構成・効果に対応する

iPodの商品コンセプトは？

[Steve Jobs' Best Video Moments on Stage \(1/3\)](#)



<http://www.youtube.com/watch?v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A>

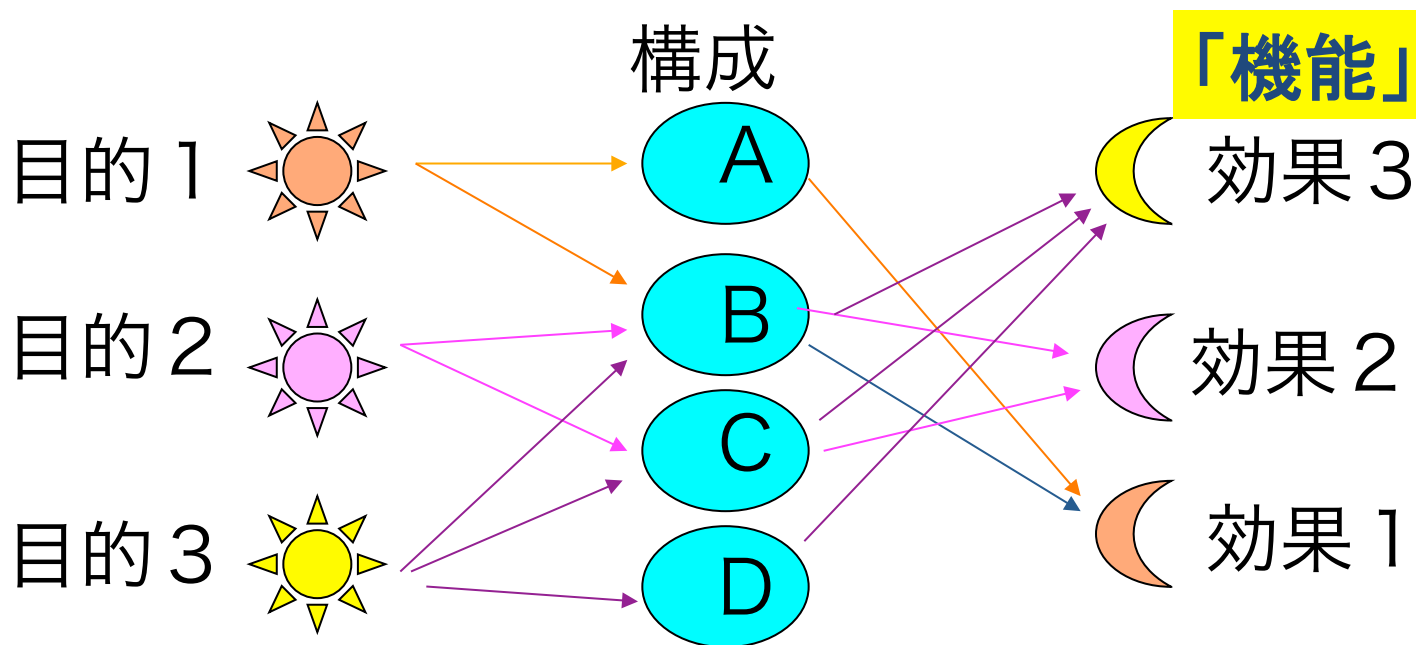
特許・実案・意匠各法の保護対象

- 特許法の保護対象：発明
 - 「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- 実案法の保護対象：物品の形状、構造又は組合せに係る考案
 - 「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 意匠法の保護対象：意匠
 - 「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

発明とは？

- 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
- 自然法則
- 技術的思想
- 創作
- 高度

発明の「目的」「構成」「作用・効果」



構成(手段)が変われば、
効果が変わる

目的・構成・効果の対応関係を考えよう

権利一体の原則

- ☆ 抵触判断は「すべての構成を備えているか否か」
- ☆ 構成が異なれば別発明
 - 構成を削除すれば別発明
 - 構成を交換すれば別発明
 - 構成を追加すれば・・・抵触だが別発明(利用発明)
- ☆ 構成要素間の関係性(有機的結合関係)にも注意
- ☆ 構成が少ないほど権利範囲は広い→必須構成要件のみで発明を特定すべし

下記の(1)～(3) の関係を考えよ

(1) Aと、Bと、Cとを備えた装置

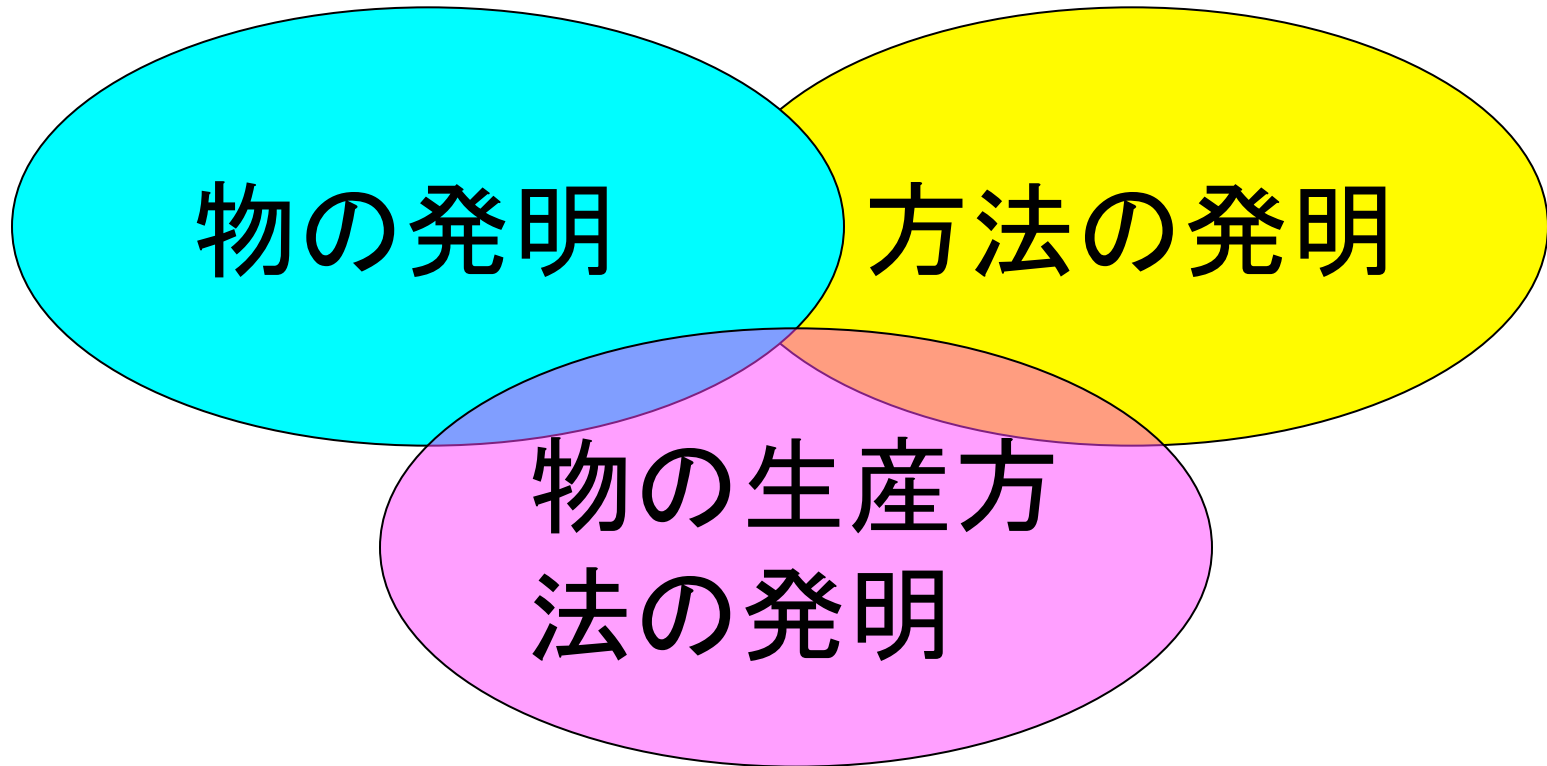
(2) Aと、Bと、Cと、Dとを備えた装置

(3) Aと、Bと、 Dとを備えた装置

発明の構成

- 要素技術の組み合わせ
- 要素技術のいずれかが新規
- 又は
- 要素技術の組み合わせが新規

発明には種類がある

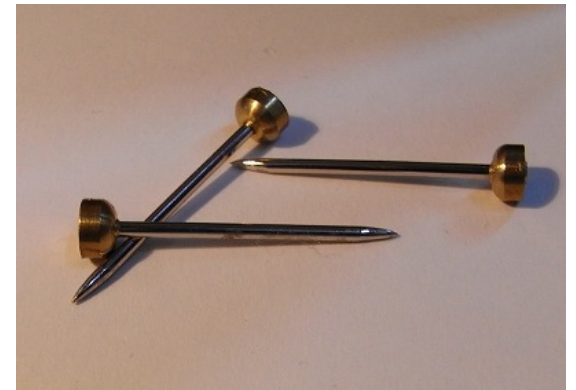


- 種類に応じた開示を考えよう

具体的事例で考える クリップの製品コンセプトは何か



ここでは、発明時に発明者が認識していた従来例がピンだと仮定します。

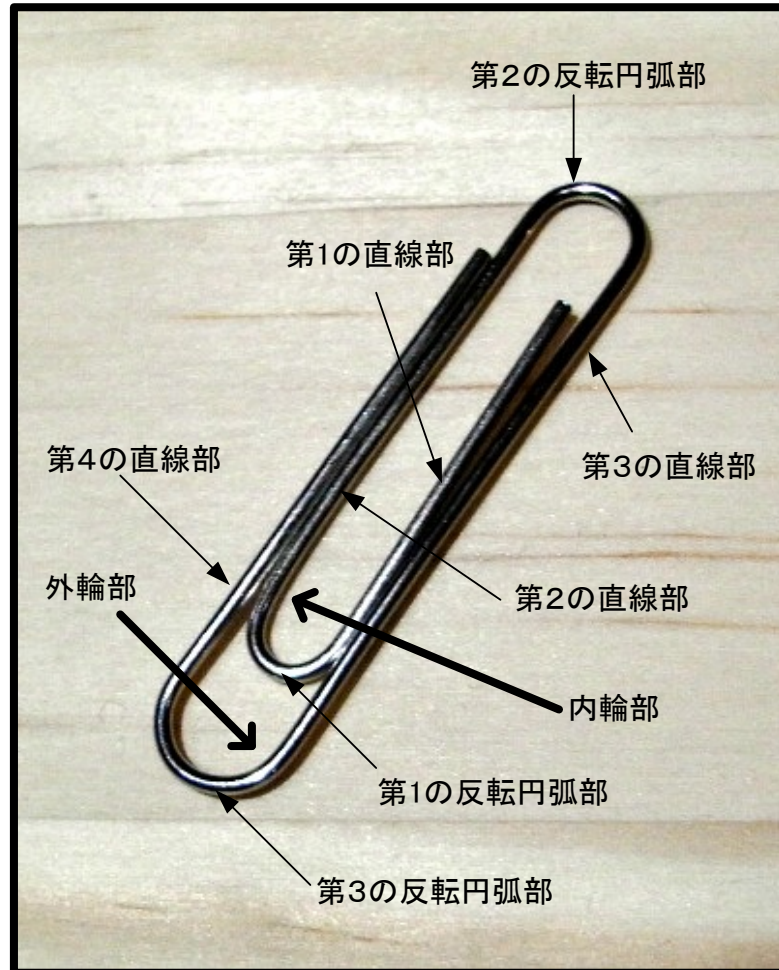


クリップにはこんな
沢山の種類
がある



発明情報

ゼム・クリップはどのようなものか・・・そのありのままの姿を記述してみよう

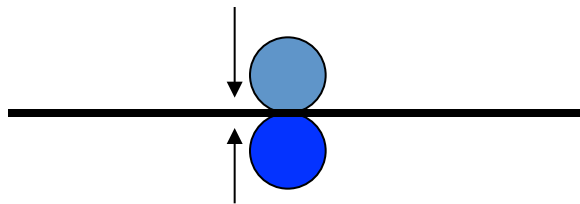


- 弾性力を有する針金
- 第1の直線部・第1の反転円弧部・第2の直線部からなる内輪部
 - 第1の直線部と第2の直線部はほぼ平行
- 第2の反転円弧部
- 第3の直線部・第3の反転円弧部・第4の直線部からなる外輪部
 - 外輪部は内輪部を内包して同一平面を形成
 - 第3の直線部と第4の直線部はほぼ平行

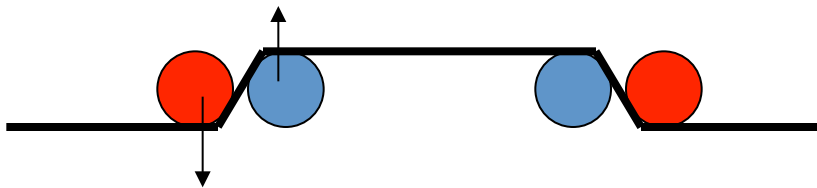
垂直方向問題と水平方向問題

垂直方向問題の解決手段では、水平方向問題は解決できない。

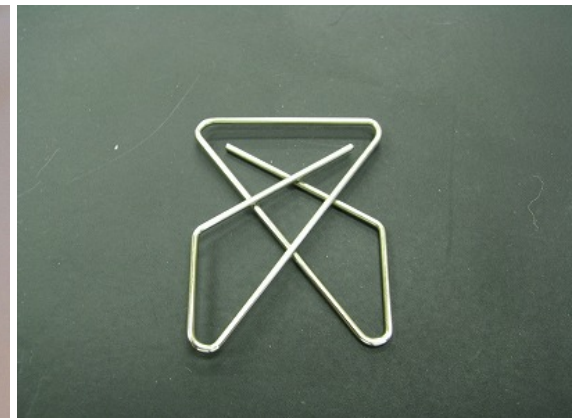
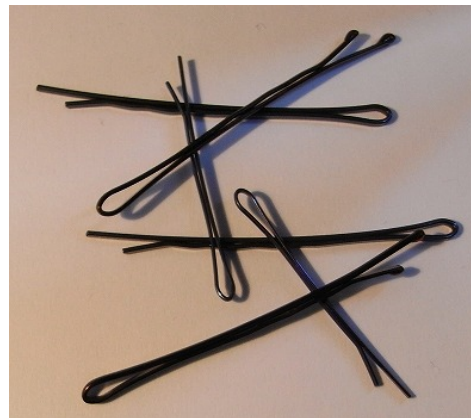
よくよく観察・分析すると、クリップには、2つの方向性があることに気づく。



垂直方向のバラつき防止



水平方向のずれ防止



第3回 特許法の保護対象 (発明:特にプログラムについて)

- ★昭和52年審査基準(その1) 「手法の因果関係」
- ★昭和57年「運用指針」
 - マイコンによる複数の機能実現手段＝装置発明
- ★昭和63年「審査上の取扱い(案)」
 - コンピュータによる機能とハードウェアとの結合
- ★平成5年「審査基準」
 - ハードウェア資源が利用されている
- ★平成9年運用指針
 - ハードウェア資源を用いて(how to)処理
 - 記録媒体＝物の発明
- ★平成12年12月28日改訂審査基準
 - ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段
 - 「プログラム特許」＝「物の発明」

ソフトウェア関連発明保護の歴史 (ハードウェア資源との関連性が問題)

- ★昭和52年審査基準(その1) 「手法の因果関係」
- ★昭和57年「運用指針」
 - マイコンによる複数の機能実現手段＝装置発明
- ★昭和63年「審査上の取扱い(案)」
 - コンピュータによる機能とハードウェアとの結合
- ★平成5年「審査基準」
 - ハードウェア資源が利用されている
- ★平成9年運用指針
 - ハードウェア資源を用いて(how to)処理
 - 記録媒体＝物の発明
- ★平成年12月28日改訂審査基準
 - ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段
 - 「プログラム特許」＝「物の発明」

ソフトウェア関連発明 (現行審査基準)

- ☆「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合
- 「ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段」によって、
- 「使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現する」ことにより、
- 「使用目的に応じた**特有**の情報処理装置(機械)又はその動作方法が構築されること」

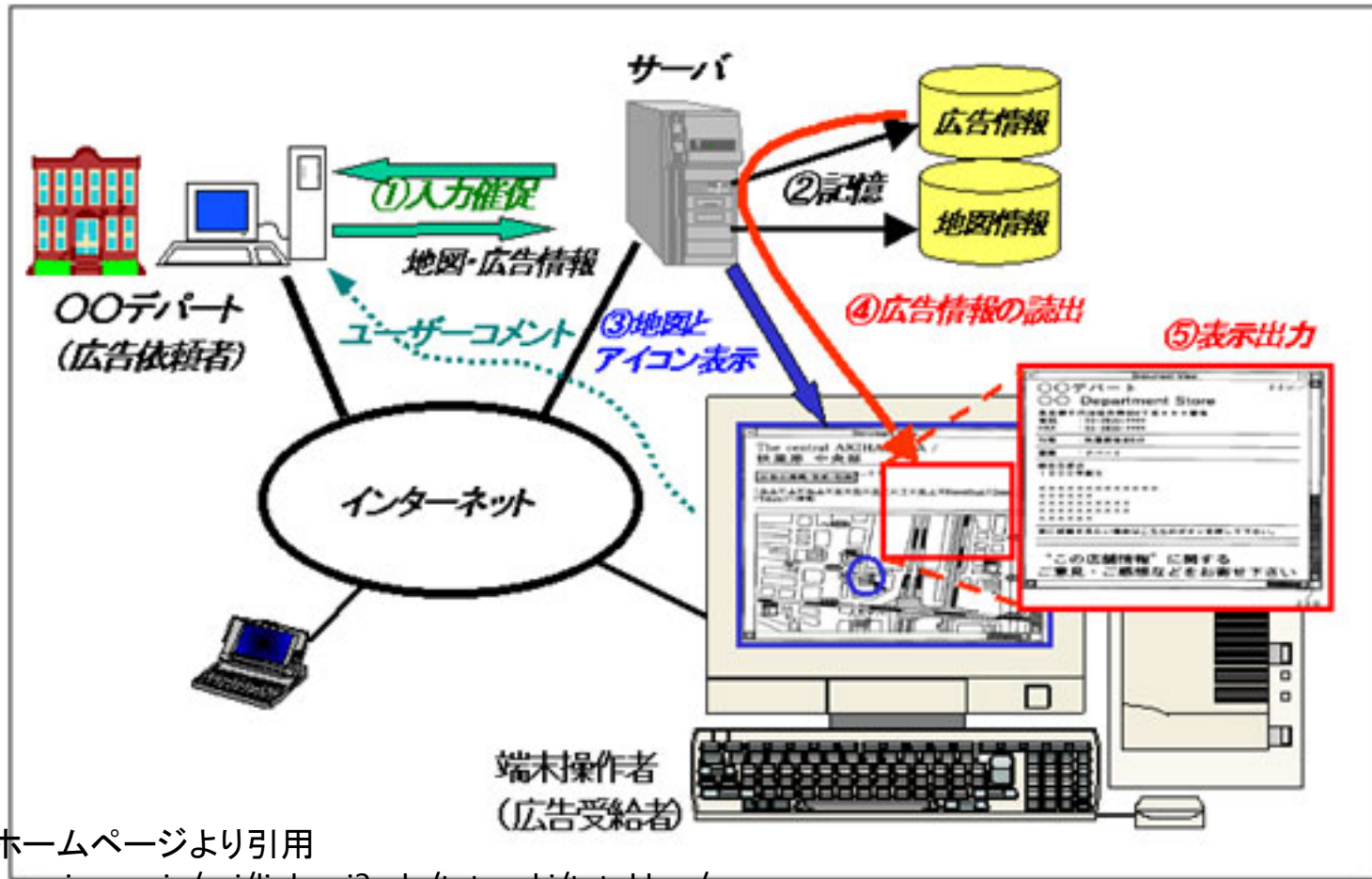
ソフトウェア関連発明の構成

- ハードウェア資源を特定する
- ソフトウェアと当該ハードウェア資源とがどのように協働するのか考える
- 使用目的に応じた情報の演算又は加工とがどのように行われているかを特定する
- 具体的にはコンピュータを用いてどのような情報処理をしているのかを特定

参考：特許にならないビジネス関連発明の事例集

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/tt1303-090_kouhyo.htm

日本国特許第2756483号(広告情報の供給方法およびその登録方法)



特許庁ホームページより引用

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/bijinesu/interbiji0406.htm

入力情報	使用目的	演算・加工	出力情報
広告情報(広告依頼者) 地図情報(予め記憶)	地図表示	地図データ読み込みディスプレイの座標軸にマッピング	
広告対象物の位置情報(座標)	広告対象物の位置指定	広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけ	関連づけたデータを出力して記憶し、地図上の広告対象物の座標に相当する地点に、図像化した当該広告対象物を表示
所望する広告対象物の選択	選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す	データ読み出し	読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する

【テキスト・参考文献等】

- 教科書：講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書：
 - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011年発行
¥2,730
 - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012年発行
¥4,410
 - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
 - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
 - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著), 井口 耕二 (翻訳)

お疲れ様でした

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化 : <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013